

老人医療

70才以上の方または、一定の障害（身体障害者手帳1級〜4級の一部、障害年金2級以上、療育手帳A）をお持ちの65才から69才までの方は、老人保健法による医療の給付を受けることができます。

●こんな時は必ず手続きをしてください。

- ☆70才になったとき
- ☆住所を変更したとき（転入、転出、転居）
- ☆加入している保険が変わったとき
- ☆死亡したとき

医療費の一部負担金

自己負担して支払う医療費は次の通りです。

外来受診の場合

受診1回につき500円。ただし、1ヶ月4回まで。それ以降は無料。

受診一回につき

500円

ただし、1ヶ月4回まで。それ以降は無料。

☆交通事故にあり、老人保健で治療を受けたとき



入院の場合

（カッコ内は住民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者）

平成9年度 1日 1,000円 (500円)

平成10年度 1日 1,100円 (500円)

平成11年度 1日 1,200円 (500円)

（入院中に70歳の誕生日を迎え、老人保健の医療に切り替った人は、その時点で上の医療費を入院期間中支払います）

薬剤費の別途負担金

平成9年9月1日から、外来で受診し、薬剤の投与をうけた場合、次のような薬剤費の別途負担金を負担します。ただし、住民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者は負担する必要はありません。

内服薬	投薬ごとに、		
	① 1種類	1日	0円
	② 2〜3種類	1日	30円
	③ 4〜5種類	1日	60円
	④ 6種類以上	1日	100円
外用薬	投薬ごとに、		
	① 1種類		50円
	② 2種類		100円
	③ 3種類以上		150円
頓服薬	投薬ごとに、		
	1種類		10円

入院中の食事代

入院中の食事代の一部（1日760円）を患者が負担し、残りを入院時食事療養費として、各保険者の拠出金と公費で賄います。

負担金は次の通りです。

一般

1日 760円

住民税非課税世帯など

90日以下の入院 1日 650円

90日を超えた入院 1日 500円

住民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者

1日 300円

入浴無料優待

期間 9月2日(火)〜9月30日(火)
※休館日 8日(月)・22日(月)・29日(月)

対象者

- ☆70歳以上の三隅町民
- ☆上記のかたに同伴する者のうち1名

湯免ふれあいセンター

詳細は☎43-1000へお問い合わせください

敬老会のご案内

9月15日(月)は敬老の日



人生80年代となり、人口の高齢化が急速に進展しております。長寿福祉社会を築くため介護対策の充実や、高齢者問題を家庭、地域、職場等あらゆる場面で、その役割をきちんと果たしていくことが大切です。長年にわたり社会の進展に寄与されておられるお年寄りを敬愛し、心から感謝するとともに、長寿をお祝いするため、次のおり敬老会を開催しますので、ご出席くださいますようお願いいたします。

○日時 平成9年9月15日

午前10時30分

○場所 明倫小学校屋内運動場

○対象 75才以上の方

